

令和元年度

臼井地区コミュニティ懇談会

◆開催日時：令和元年7月7日（日） 15:00～17:20

◆開催場所：臼井地域生活センター 2F 集会室



<質疑概要>

一時避難所と避難施設の設置について

発言： 地域内の企業が避難所に名乗りを上げたが、市は契約書を取り交わしているのか。いざという時に鍵がかかって入れなかったでは困る。また、高齢者は移動が大変で、一時避難所までは歩いて遠く、道中危険箇所も多い。もっと近い場所に避難できる高台施設の設置を要望したい。

回答： 災害時、私どもは前もって避難勧告、避難指示を出しますので、勧告・指示が出たら先ず一時避難所に逃げていただくことが大事です。一時避難所は新潟電子工業とJAみらいで、私どもが開設依頼すればそこを必ず開ける契約になっています。今のところ水害用の高台施設を設置することはできませんが、2階で3メートル以上ある施設であれば、区として積極的に一時避難所の話し合いに行きますので、コミュニティ協議会としても要望を挙げていただきたいと思います。

水害時の避難について

発言： 指定された避難所が水浸しになったり、避難前に水の被害が出ていたらどうするか。

回答： 2時間後、3時間後に危ない状態になる前に、皆さん逃げてくださいと必ず指示を出します。洪水時の避難所は大丈夫な場所のみ開設しますし、避難所は臼井小学校だけでなくどこでも行きますので、まず自分の命は自分で守る、自分はどこに逃げるかを地域でも考えておいてください。

少子高齢化と空き家対策について（人口減少）

発言： 信濃川沿線である大郷・臼井・庄瀬地区の人口減少率が大きい原因は何なのか。

回答： 細かい調査をしていないのでわかりませんが、農業地域である中、農業をしたくなくて外に出て行く方が増えているのだと思います。また、秋葉区も同じように信濃川沿線が減少していることから、公共交通の問題も一つの要因ではないかと思っています。

少子高齢化と空き家対策について（空き家管理）

発言： 空き家に鳥獣が住み着いたり、樹木が生い茂って困っている。管理してもらう権限はないのか。

回答： 不完全な空き家であっても、人の財産なので行政が勝手にはできません。臼井地区では、空き家・管理不完全な空き家は6軒の相談があり、所有者判明が3軒、引き続き調査中が3軒ですが、情報があればいただきたいと思います。樹木などが道路を塞いでいる場合などは相談ください。

少子高齢化と空き家対策について（対策）

発言： 少子高齢化の対策、空き家を減らすための対策など市としてどう対応していくのか。

回答： 交流人口を増やすことが先決だと思っています。また、10月からの保育料無料化に関連して子どもが増えていくかどうか様子を見ていかなければならないと思っています。子どもたちに将来この場所に住みたいという意識を持ってもらうよう、未来創造教室という取り組みも行っていますが、今のところ人口減少の特効薬があるとは言えません。

空き家については、住宅関係の協定団体と連携して、賃貸・売買を相談できる仕組み作りを検討しています。区内でNPO法人が空き家をゲストハウスとして活用している事例や、空き家の情報を集中管理するプラットフォームを作ろうと民間団体の動きもあります。行政だけでは難しい問題ですので、地域の方のご協力を得ながら取り組みを進めていきたいと思っています。

コンパクトシティと更地の減税について

発言： 人口減少・空き家対策に関連して、コンパクトシティをどう考えるか。また、空き家を更地にすれば固定資産税が安くなるような対策や法制度ができないものか。

回答： 新潟市はいろんな市町村が合併したものですから、コンパクトシティを作ることはなかなか難しいと思います。更地の件も、法律に基づいているので今のところは難しいと思います。

空き家にかかる除草について

発言： 管理不完全な空き家があり道路に草が侵食していたので草刈りしたが、費用弁償などあるのか。

回答： 住宅に対しての費用弁償はありません。市道であれば私どもが現地確認して対応したいと思いますが、頻繁には刈れず年2回くらいです。農道であれば補助金で対応できる部分があります。

民生委員の処遇と選出について

発言： 民生委員を引き受けてくれる適任者がいない。処遇は無給のため、待遇を良くできないか。

回答： 民生委員は確かに無報酬ですが、個人活動費として年額約5万円のほか活動旅費が国から支給されます。また、会議費や研修費等の活動に関する費用は市で負担することになっています。ぜひ地域で話し合いの上、欠員にならないようお願いできればと思います。

発言： 民生委員と児童委員が合体したことで受け手がなくなったのでは。分離独立は出来ないのか。

回答： 法律で決まっているので難しいとしかお答えできません。要望として担当課に伝えます。

避難指示について

発言： 日曜祭日・夜など、区は的確にコミュニティや自治会に避難指示が出せるか。

回答： 防災メール、行政無線、FMの緊急ラジオなど様々な手段を使って情報発信をしていく予定です。警戒レベルを用いた避難情報の発令は、河川の水位を見極め速やかに出すこととしています。

民生委員・児童委員の選出について

発言： 民生委員・児童委員を他の地区で住民が選んだ良い方法があれば教えてほしい。県内の過疎地域ではどう問題に対処しているのか聞きたい。

回答： 地区の当番制や、くじ引きとしている所は聞いたことがあります。純粹に話し合いで決める所もありますが、これが良いというのは残念ながら。必要であれば調べてお答えします。